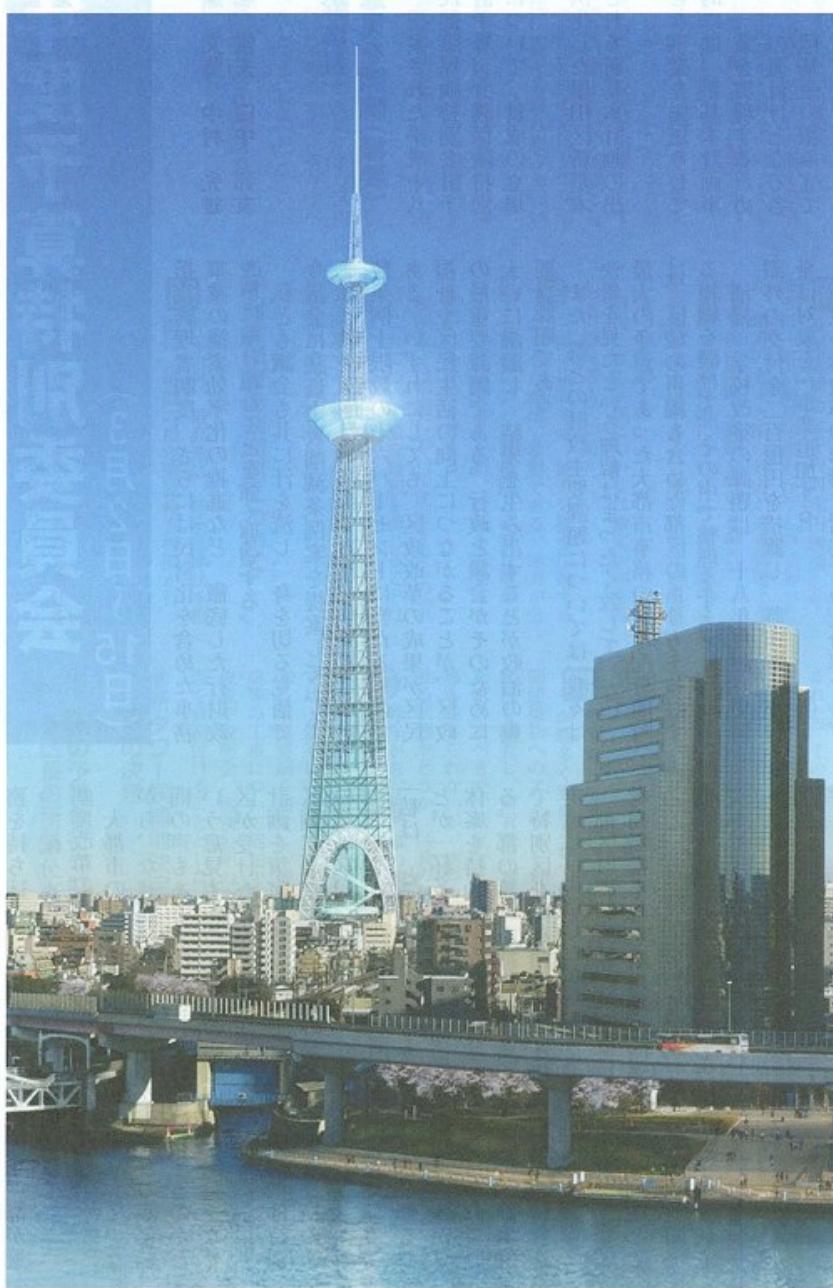


墨田区議会

自由民主党会派報

発行
墨田区議会自由民主党
墨田区吾妻橋1-23-20
発行責任者 中村光雄
編集責任者 出羽邦夫

区議会ホームページ
<http://www.city.sumida.tokyo.jp/kugikai/>



隅田川より新タワーを望む（東武鉄道作成）

東京タワーには年間で百万人を超す観光客が訪れるそうですが、新しく建設する世界一のタワーには、東武鉄道の試算によるところ、国内外から四五百万人の観光客が見込まれるとしています。

江戸東京博物館や建設予定の北斎館がある両国・亀沢地区、商業・業務の核である錦糸町地区、そして下町風情の残る向島地区、これらと新しいタワーを結んだ観光都市・墨田のアピールで新しい人の流れが生まれ、商業の活性化とともに、職人技が育える伝統手芸や高度な最新技術を駆使したハイテク産業に加えて、最先端の情報発信地としても、墨田区は日本を導くリーダー的都市として歩みだすことができるところになり、私たちは、あらゆる分野に「タワーエフェクト」を生かしてまいります。

本年度予算では、「すみだの新たな」発信拠点「づくり」を目指した土地区画整理事業により、交通広場と幹線道路を整備し、併せて北十間川の水辺活用構想を策定します。

新タワーの効用

二〇二一年（平成23年）から本格実施となる地上デジタル放送では、携帯電話やカーナビ向けの「ワンセグ」放送も可能になります。

この放送を確実に受信するには、東京タワー（333m）の約2倍の高さの電波塔が必要になるため、NHKと在京民放局五社が「新タワー推進プロジェクト」をつく

つて候補地選定を行い、この度、事業主体である東武鉄道に、「押上・業平橋地区」に建設を決定するとの通知がありました。

これにより、東武鉄道は約五百億円の建設費をかけて、カナダ・トロントのCNタワー（553m）を抜く、世界一の600m級電波塔と周辺開発を行う決定をしました。

この「押上・業平橋駅地区」は墨田区の中心地であり、かねてより、商業・業務・文化・住宅が融合した活力ある広域拠点として再開発すべく、土地所有者である東武鉄道と協議を重ねてまいりました。

墨田区の開発計画

押上・業平橋駅地区に決定!!

すみだタワー（仮称）





左から沖山議長、木内委員長、緒田議会事務局長

より一層の人事
費の削減（特別勤務手当では早期全廃）、民間委託や

今回の予算は、昨年条例化した墨田区新基本構想に基づき、今後策定される新基本計画の出発点の予算でもある。

前回の基本計画は、大きな事業を先送りしての財政再建であり、実質的には、新基本計画事業を実現するための裏付けとなる各種基金の積み立てである特別区税も二十三区内でワースト一、二を争い、

財政調整交付金に対する依存度の強い本区の実情から言えば、本格的な財政の健全化はこれからということであると思う。

今回の予算は、提案された平成十八年度の一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、老人保健医療特別会計予算、介護保険特別会計予算の各会計予算案について、賛成の立場で我が党の意見を述べる。

今回の予算は、昨年条例化した墨田区新基本構想に基づき、今後策定される新基本計画の出発点の予算でもある。

前回の基本計画は、大きな事業を先送りしての財政再建であり、実質的には、新基本計画事業を実現するための裏付けとなる各種基金の積み立てである特別区税も二十三区内でワースト一、二を争い、

財政調整交付金に対する依存度の強い本区の実情から言えば、本格的な財政の健全化はこれからということであると思う。

より一層の人事費の削減（特別勤務手当では早期全廃）、民間委託や

大都市の問題では、法律解釈で対立していない。これは戦後四回目の削減であり、削減率では定数条例上限数の十六パーセントに当たるものである。いずれにしても、区政改革の成果が区民福祉や区民生活の向上につながることが、区政の最重要課題である。行政と議会がそのためには常に議論し、結果を生み出すことが政治の重要な課題である。

また、都との財政主要課題については、我々は決着を見たという理解はまったく致していない。

最大の争点であつた大都市事務の財源配分問題は、区域の再編も含めた都区のあり方を検討する組織を設けて、その中で整理をする。

清掃、学校改築の課題は、十八年度限りで財調外の交付金二百億円を措置し、都市計画交付金は対象を一事業追加する。

三位一体改革の影響に対応する配分率アップの問題は、十九年度に向けて合意できるよう努力する。

また、大都市事務は先送り、清掃も学校改築も配分率を変えないで対応、都市計画交付金も総額は増えない、主要五課題の問題は何ひとつ解決されないまま、一時金で済まされたとの印象が強いと言われている。

一月に都の提案を拒否し、なぜ二月に区側は受け入れたのか内容的に前進したようにみえない。

今回の決着は都の言い値での調整で、五課題の中身自体が解決していないのは明らかである。

また、都は、都区制度と政令指定都市制度を意識的に混同し、「市」の事務の分担議論に府県事



予算特別委員会で自民党を代表して意見を述べる中村委員

◇第3日曜日の庁舎窓口開庁
◎毎水曜日に夜間延長窓口を開いているが、

第3日曜日にも窓口業務を開く。

区長は、今後の協議の場で、都区双方が納得して配分を決めるのが財政調整であるとして、制度改定の意義、財源配分の趣旨を否定した。

主な施策の一部です。

◎子供の医療費の助成範囲拡大

◎入院時の医療費の無料化＝中学校卒業まで

主な施策の一部です。

◎平成十二年から「若手指導員」を、平成十六年から「派遣指導員」を配置してきたが、

指導員派遣制度を統合・充実させ、区立の

全小中学校に配置する。

山崎区長に要望書を手渡す、

左から樋口会計、出羽広報部会長、中村幹事長、(区長)、西原副幹事長、木内政調部会長



平成18年度の予算編成にあたり 緊急要望書を提出

最後に、本予算委員会の款別・総括質疑で示された各委員の声を重く受け止め、予算の執行に当たっては十分に意を尽くされるよう心から希望して、平成十八年度各会計予算案に賛成し、自由民主党の意見とする。

区長は、今後の協議の場で、都区双方が納得して配分を決めるのが財政調整であるとして、制度改定の意義、財源配分の趣旨を否定した。大都市の問題では、法律解釈で対立していない。これは戦後四回目の削減であり、削減率では定数条例上限数の十六パーセントに当たるものである。いずれにしても、区政改革の成果が区民福祉や区民生活の向上につながることが、区政の最重要課題である。行政と議会がそのためには常に議論し、結果を生み出すことが政治の重要な課題である。

また、都との財政主要課題については、我々は決着を見たという理解はまったく致していない。

最大の争点であつた大都市事務の財源配分問題は、区域の再編も含めた都区のあり方を検討する組織を設けて、その中で整理をする。

清掃、学校改築の課題は、十八年度限りで財

調外の交付金二百億円を措置し、都市計画交付金は対象を一事業追加する。

三位一体改革の影響に対応する配分率アップの問題は、十九年度に向けて合意できるよう努

力する。

また、大都市事務は先送り、清掃も学校改築も配分率を変えないで対応、都市計画交付金も

総額は増えない、主要五課題の問題は何ひとつ

解決されないまま、一時金で済まされたとの印

象が強いと言われている。

一月に都の提案を拒否し、なぜ二月に区側は

受け入れたのか内容的に前進したようにみえ

ない。

今回の決着は都の言い値での調整で、五課題

の中身自体が解決していないのは明らかである。

また、都は、都区制度と政令指定都市制度を意

識的に混同し、「市」の事務の分担議論に府県事

第1回定例会での質問概要

平成18年2月15日～3月30日

代表質問



中村光雄

- 都区財政調整主要五課題の協議結果について
- 耐震強度偽装問題について
- 新タワー候補地決定に向けての区長の決意
- 今後の予算執行や財政運営に係る区長の所見

懸案の都区財政調整協議事項の財政調整主要五課題は、十八年度限りの条件で都側の提案どおり妥結したが、これは、区側の完敗であったと言わざるを得ない。十九年度対応協議の中で、しっかりと負わされる可能性があるとの声も出ている。

る。現実的に建築基準法に問題があるとす

い。大都市事務の役割分担については、事務配分の比重を特別区主導で決めたらどうか、また、特別区の再編を含めた区域の範囲は特別区の自主的判断で行うもので、別

が。

都区協議の結果は、特別区側の惨敗であつた。十九年度の協議の中で、三位一体改革に伴う影響額を配分率として確定三割以上獲得できるよう背水の陣の覚悟で望みたい。また、特別区の再編問題は、広域自治体としての道州制導入や市町村合併などを踏まえ、問題提起をしたものを受け止めている。都区間で十分協議していく

が。
答 建築確認行政が始まって以来の事件では、当該地に建築主事を置く地方公共団体の公的業務であるとされ、国家賠償法による被害適格があるとの判断が示されたものと思う。しかし、発見手段を持たない区が損害賠償を負うことに対するは依然としている。近隣住民や居住者に対する対策は、解消についても助成していかたい。先方にに対する請求も関連する自治体と連携して取り組んでいく。

建築基準法改正については、国交省が「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方」について中間報告を出し、緊急に是正する二十一項目の緊急再発防止策が示された。その中で、国、特定行政、民間指揮官による国庫補助金を約四兆円削減して、地方に一定の税源移譲を行うものであつたが、地方の考え方と国の対応が違う結果となり、今後に問題、課題を残すものだ。

また、税源移譲については、都心区では税収増なる区が多く、周辺区では税収増になる区も多い。

増税となる区民については激変緩和を含めて対策を考えているか。

答 三位一体改革は、地方分権を加速するところから極めて重要である。地方が分担する事務については権限と必要な財源も合わせて移譲することが、改革を成功させる必須の条件だと考える。

税制改正は、国において決定するもので、

区がこれについて激変緩和を講じることは困難だ。区長会においては、こうした負担増を回避するため、現行の税額を基礎にした賦課方式の再検討を進めている。

○鐘ヶ淵周辺地区の防災都市づくりについて

答 鐘ヶ淵通りの街路事業と沿道のまちづ

くりは、用地測量が行われることによ

り、区長の今後の対応も含め所見を伺う。

が。

答 建築確認行政が行った確認行為

は、当該地に建築主事を置く地方公共団体の公的業務であるとされ、国家賠償法によ

る被害適格があるとの判断が示されたもの

と思う。しかし、発見手段を持たない区が

損害賠償を負うことに対するは依然としている。近隣住民や居住者に対する対策は、解消についても助成していかたい。先方に

に対する請求も関連する自治体と連携して取

り組んでいく。

建築基準法改正については、国交省が

「建築物の安全性確保のための建築行政の

あり方」について中間報告を出し、緊急に

是正する二十一項目の緊急再発防止策が示

された。その中で、国、特定行政、民間指

揮官による国庫補助金を約四兆円削減して、

地方に一定の税源移譲を行うものであつた

が、地方の考え方と国の対応が違う結果とな

り、今後に問題、課題を残すものだ。

また、税源移譲については、都心区では

税収増となる区が多く、周辺区では税収増

になる区も多い。

増税となる区民については激変緩和を含

めて対策を考えているか。

答 三位一体改革は、地方分権を加速する

ことから極めて重要である。地方が分

担する事務については権限と必要な財源も

合わせて移譲することが、改革を成功させ

る必須の条件だと考える。

税制改正は、国において決定するもので、

区がこれについて激変緩和を講じることは

困難だ。区長会においては、こうした負担

増を回避するため、現行の税額を基礎にし

た賦課方式の再検討を進めている。

答 昨年六月、最高裁は、建築基準法を根

據に、民間の指定確認検査機関が行つ

た建築確認は、自治体が行つたものとみな

すとの決定を出した。一部の建築主は、責

任は全面的に行政にあると主張し、自治体

関係者からも、賠償を求められたら責任を

負わされる可能性があるとの声も出てい

る。

答 民間指定確認検査機関が行つた確認行為

は、当該地に建築主事を置く地方公共団体

の公的業務であるとされ、国家賠償法によ

る被害適格があるとの判断が示されたもの

と思う。しかし、発見手段を持たない区が

損害賠償を負うことに対するは依然として

いる。近隣住民や居住者に対する対策は、解

消についても助成していかたい。先方に

に対する請求も関連する自治体と連携して取

り組んでいく。

建築基準法改正については、国交省が

「建築物の安全性確保のための建築行政の

あり方」について中間報告を出し、緊急に

是正する二十一項目の緊急再発防止策が示

された。その中で、国、特定行政、民間指

揮官による国庫補助金を約四兆円削減して、

地方に一定の税源移譲を行うものであつた

が、地方の考え方と国の対応が違う結果とな

り、今後に問題、課題を残すものだ。

また、税源移譲については、都心区では

税収増となる区多く、周辺区では税収増

になる区も多い。

増税となる区民については激変緩和を含

めて対策を考えているか。

答 三位一体改革は、地方分権を加速する

ことから極めて重要である。地方が分

担する事務については権限と必要な財源も

合わせて移譲することが、改革を成功させ

る必須の条件だと考える。

税制改正は、国において決定するもので、

区がこれについて激変緩和を講じることは

困難だ。区長会においては、こうした負担

増を回避するため、現行の税額を基礎にし

た賦課方式の再検討を進めている。

答 昨年六月、最高裁は、建築基準法を根

據に、民間の指定確認検査機関が行つ

た建築確認は、自治体が行つたものとみな

すとの決定を出した。一部の建築主は、責

任は全面的に行政にあると主張し、自治体

関係者からも、賠償を求められたら責任を

負わされる可能性があるとの声も出てい

る。

答 民間指定確認検査機関が行つた確認行為

は、当該地に建築主事を置く地方公共団体

の公的業務であるとされ、国家賠償法によ

る被害適格があるとの判断が示されたもの

と思う。しかし、発見手段を持たない区が

損害賠償を負うことに対するは依然として

いる。近隣住民や居住者に対する対策は、解

消についても助成していかたい。先方に

に対する請求も関連する自治体と連携して取

り組んでいく。

建築基準法改正については、国交省が

「建築物の安全性確保のための建築行政の

あり方」について中間報告を出し、緊急に

是正する二十一項目の緊急再発防止策が示

された。その中で、国、特定行政、民間指

揮官による国庫補助金を約四兆円削減して、

地方に一定の税源移譲を行うものであつた

が、地方の考え方と国の対応が違う結果とな

り、今後に問題、課題を残すものだ。

また、税源移譲については、都心区では

税収増となる区多く、周辺区では税収増

になる区も多い。

増税となる区民については激変緩和を含

めて対策を考えているか。

答 三位一体改革は、地方分権を加速する

ことから極めて重要である。地方が分

担する事務については権限と必要な財源も

合わせて移譲することが、改革を成功させ

る必須の条件だと考える。

税制改正は、国において決定するもので、

区がこれについて激変緩和を講じることは

困難だ。区長会においては、こうした負担

増を回避するため、現行の税額を基礎にし

た賦課方式の再検討を進めている。

答 昨年六月、最高裁は、建築基準法を根

據に、民間の指定確認検査機関が行つ

た建築確認は、自治体が行つたものとみな

すとの決定を出した。一部の建築主は、責

任は全面的に行政にあると主張し、自治体

関係者からも、賠償を求められたら責任を

負わされる可能性があるとの声も出てい

る。

答 民間指定確認検査機関が行つた確認行為

は、当該地に建築主事を置く地方公共団体

の公的業務であるとされ、国家賠償法によ

る被害適格があるとの判断が示されたもの

と思う。しかし、発見手段を持たない区が

損害賠償を負うことに対するは依然として

いる。近隣住民や居住者に対する対策は、解

消についても助成していかたい。先方に

に対する請求も関連する自治体と連携して取

り組んでいく。

建築基準法改正については、国交省が

「建築物の安全性確保のための建築行政の

あり方」について中間報告を出し、緊急に

是正する二十一項目の緊急再発防止策が示

された。その中で、国、特定行政、民間指

揮官による国庫補助金を約四兆円削減して、

地方に一定の税源移譲を行うものであつた

が、地方の考え方と国の対応が違う結果とな

り、今後に問題、課題を残すものだ。

また、税源移譲については、都心区では

税収増となる区多く、周辺区では税収増

になる区も多い。

増税となる区民については激変緩和を含

めて対策を考えているか。

答 三位一体改革は、地方分権を加速する

ことから極めて重要である。地方が分

担する事務については権限と必要な財源も

合わせて移譲することが、改革を成功させ

る必須の条件だと考える。

税制改正は、国において決定するもので、

区がこれについて激変緩和を講じることは

困難だ。区長会においては、こうした負担

増を回避するため、現行の税額を基礎にし

た賦課方式の再検討を進めている。

答 昨年六月、最高裁は、建築基準法を根

據に、民間の指定確認検査機関が行つ

た建築確認は、自治体が行つたものとみな

すとの決定を出した。一部の建築主は、責

任は全面的に行政にあると主張し、自治体

関係者からも、賠償を求められたら責任を

負わされる可能性があるとの声も出てい

る。

答 民間指定確認検査機関が行つた確認行為

は、当該地に建築主事を置く地方公共団体

の公的業務であるとされ、国家賠償法によ

る被害適格があるとの判断が示されたもの

と思う。しかし、発見手段を持たない区が

損害賠償を負うことに対するは依然として

いる。近隣住民や居住者に対する対策は、解

消についても助成していかたい。先方に

に対する請求も関連する自治体と連携して取

り組んでいく。

建築基準法改正については、国交省が

「建築物の安全性確保のための建築行政の

あり方」について中間報告を出し、緊急に

一般質問



桜井浩之

○ 墨田区立学校のあり方について

〔問〕「新たにすみだ教育指針」を策定するに当たって、子供達をどのように教育・育成していくのか、教育長の考え方伺いたい。

〔答〕義務教育終了の時点までに、将来の社会の形成者にふさわしい人材を育むことを目指として新しい教育指針を策定するが、到達目標を明確にし、着実に実現するための教育活動の組み立てを考え、墨田区の子供達一人ひとりが自立して力強く生きていくための指針となるよう努めたい。

〔小中一貫校〕について

〔問〕小中一貫校の導入は、どのような方法で検証していくのか。また、幼稚園の義務教育化が法制化されると幼・小・中一貫教育も考えられるが、この点の所見も伺いたい。

〔答〕小中一貫校の導入は、どのような方法で問題も出てくるがその点はどうか。

〔問〕今後の動向を見極めながら対応していくが、可能な限り幼・小・中一貫教育を視野に入れて研究をしていきたい。校舎の建て替えが必要かどうかは検討を加える中で考えていく。

〔都立中高一貫校〕について

〔問〕本年度から、都立両国中高一貫校が開校されたが、入学希望者が多く、事前に書類審査で振り分けるという状況であった。このことについてどう受け止めているか。また、この都立中学校の出現を、墨田区立学校の教育の質の向上・活性化につなげていくべきと思うがどうか。

〔答〕多くの子供達が希望を果たせなかつたと止めていた。これを契機として、一人ひとりの子供達のニーズに応えた教育を目指すが、その役割は都立中学とはやや異なる点もある。この義務教育の存在意識を明確にしつつ、更なる質の向上と活性化を図りたい。

〔新たな区立学校適正配置に伴う新校舎建設〕について

〔問〕区内の小中学校では、「学校評価制度」を導入し、学校運営の健全化や活性化を目指しているが、この施策について、どのような評価結果が出、改善が行われたのか。また、「学校評価」について

〔答〕基づき、十八年四月以降、実施計画を策定する中で決定していくことになる。改修が必要か、改修で済むのかを十分勘案しながら整備を図っていく。

〔問〕新校舎の建設には多額の予算が必要だが、今後のスケジュールはどうなるか。

〔答〕墨田区立学校適正配置等審議会の答申に基づき、区議会の、功績を称える決議により整備を図っていく。

○ 学校評価について

〔問〕各学校では、毎年の改善点を明確にして、次年度の教育課程に反映させ、教育活動の改善や学校教育全体の活性化、教員の意識改革などに大きな成果を挙げると共に、学校への信頼感が高まる効果が現れており、また、生徒自身の自己理解や意欲の向上につながるという利点もあると評価されている。コミュニティスクールについては、学校教育に保護者や地域の意見を的確に反映させ、学校、地域、家庭が一体となってより良い教育の実現を図り、信頼される学校づくりを推進するという意味で大変意義深い制度であると受け止めている。

〔問〕塾の講師を活用した学力向上策について

〔答〕本区では、教員が指導に当たるほか、協力者として、教職を自ら選ぶ学生、教員免許を持つている人、英語や漢字の検定上位合格者などを補習授業に対応できる方などがいる。民間進学塾と連携して講師導入を図ることも考えるべきだ。

〔問〕現在、区内小中学校で土曜補修教室を行っているが、講師の確保はどうなっているか。民間進学塾と連携して講師導入を図ることもかかる行政コストは二、一二五円です。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は一、九〇二人で、利用者負担金は平均五、二三二円。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は三四、〇四七人で、利用者負担金は平均五〇二円。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は三四、〇四五人で、利用者負担金は平均三五四円。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は九四、〇四五人で、利用者負担金は平均三五四円。

〔問〕伊豆高原荘

かかる行政コストは一、二九三円です。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は七九、一三一人で、利用者負担金は平均二三九円。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は七九、一三一人で、利用者負担金は平均二三九円。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は七九、一三一人で、利用者負担金は平均二三九円。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は七九、一三一人で、利用者負担金は平均二三九円。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は七九、一三一人で、利用者負担金は平均二三九円。

〔問〕伊豆高原荘

利用者数は七九、一三一人で、利用者負担金は平均二三九円。

区の施設事業別コストについて

税金の使われ方や区政に対する理解をいたぐと共に、コスト意識を持つて効率的・効果的な運営をめざす目的で、モデルケースとして七つの事業について、そのコストと区民負担が発表されました。

（数字は全て平成16年度の実績です。）



松野弘子議員を永年在職議員表彰

墨田区議会議員として七期・二十五年の永きにわたり、常に区政の発展に貢献された松野弘子議員が、区議会の、功績を称える決議により表彰されました。

ご相談はもよりの議員へお気軽に

区政をリードする すみだ自民党！

 阿部 幸男 京島3-51-14 ☎3617-2284	 沖山 仁 京島1-39-1-918 ☎3616-1050	 木内 清 本所2-9-5 ☎3624-8235	 小池 武二 八広6-4-6-506 ☎3617-3184	 坂下 修 向島3-18-10 ☎3626-2524	 桜井 浩之 立花3-28-3 レジデンス石原210 ☎5631-7757	 瀬澤 良仁 墨田5-33-4 ☎3611-4003	 田中 邦友 八広1-39-17 ☎3616-7014
 出羽 邦夫 八広4-11-19 ☎3616-5834	 中沢 進 堤通1-5-9 ☎3611-0740	 中嶋 常夫 業平4-5-16 ☎3622-7894	 中村 光雄 両国4-7-10-403 ☎3632-7870	 西原 文隆 押上1-25-5 ☎3622-9570	 早川 幸一 石原3-19-1 ☎3622-7008	 横口 敏郎 八広3-6-3 ☎3617-4129	 松野 弘子 墨田3-30-7 ☎3610-3863
 阿部 幸男 京島3-51-14 ☎3617-2284	 沖山 仁 京島1-39-1-918 ☎3616-1050	 木内 清 本所2-9-5 ☎3624-8235	 小池 武二 八広6-4-6-506 ☎3617-3184	 坂下 修 向島3-18-10 ☎3626-2524	 桜井 浩之 立花3-28-3 レジデンス石原210 ☎5631-7757	 瀬澤 良仁 墨田5-33-4 ☎3611-4003	 田中 邦友 八広1-39-17 ☎3616-7014
 阿部 幸男 京島3-51-14 ☎3617-2284	 沖山 仁 京島1-39-1-918 ☎3616-1050	 木内 清 本所2-9-5 ☎3624-8235	 小池 武二 八広6-4-6-506 ☎3617-3184	 坂下 修 向島3-18-10 ☎3626-2524	 桜井 浩之 立花3-28-3 レジデンス石原210 ☎5631-7757	 瀬澤 良仁 墨田5-33-4 ☎3611-4003	 田中 邦友 八広1-39-17 ☎3616-7014

編集後記

平成18年度は、今後の墨田区の方向を決定する「墨田区基本計画」策定の年です。この時にあたり新タワー建設が決定されたことは誠に喜ばしい限りであります。これを墨田のまちづくりにどう活かすか。そして、「墨田区は商業や産業、伝統文化の発展につながるよう、しっかりとコーディネートしていかなければなりません。皆様のご意見、ご要望をお寄せください。（出羽邦夫記）